

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月17日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

相手方が市の課税台帳を基に相手方の父の不動産の相続登記を行ったところ、市の課税台帳に誤りがあり、相続登記の手続きを再度行う必要が生じたため、司法書士への報酬等の支払いが必要になったものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市長島町横満蔵
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	45,000円
相手方から市へ	0円

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 27 日 提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 12 月 26 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 6 年 3 月 7 日 午前 10 時 45 分頃、普通乗用自動車が生田大倉千倉線を走行中、車道に垂れ下がった街路樹の枝に車体が接触し、バンパー、助手席ドア及び助手席ドアのバイザーを損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市東汰上
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	1 8 0 , 3 3 5 円
相手方から市へ	0 円

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

令和6年議案第81号工事請負契約の締結について（桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事）の工事請負変更契約を次のとおり締結することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月16日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の名称 | 桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前 248,973,450円
変更後 272,818,700円 |
| 3 契約の相手方 | 三重県桑名市梅園通43番地
三光建設株式会社
代表取締役 加藤 功一 |
| 4 契約締結日 | 原契約 令和6年9月26日
変更契約 令和6年12月16日 |
| 5 竣工期限 | 令和7年3月14日 |